

【Ⅷ. 旧二等航空整備士、旧三等航空整備士の技能証明書の引換え手続について】

旧二等航空整備士技能証明書を一等航空整備士技能証明書（制限付）に、旧三等航空整備士技能証明書を二等航空整備士技能証明書（制限付）に引換を申請する場合は、次に掲げる書類を提出して下さい。

【引換申請に必要な書類】

- ①技能証明書引換申請書 1 通  
手数料 1,750円（収入印紙により、申請書右上に貼付。）
- ②技能証明書
- ③住民票（本籍地が記載されたもの。） 1 通
- ④写真（タテ3cm、ヨコ2.5cm、裏面に氏名を記入。） 1 葉
- ⑤郵送による受取の場合は、返信用封筒。  
（10cm×15cm以上の大きさを「書留」分の切手を貼付。）

《問い合わせ先及び提出先》

国土交通省 航空局 技術部 乗員課 検定係

TEL03-5253-8111（内50316）

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3